

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 3 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 1 月 1 日

神奈川県知事 黒岩祐治

まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間をいう。）における漁業法第 16 条第 1 項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第一 神奈川県まあじ漁業  
現行水準

第二 神奈川県まいわし漁業  
現行水準